

南山大学研修センター使用細則

第1条 研修センター使用規程第4条に基づく研修センターの使用手続と使用心得は、この細則の定めるところによる。

第2条 本施設の使用は、原則として本学の学生および教職員に限る。ただし、本学の学生および教職員と合同で、練習、集会、合宿を行う他大学の学生および教職員については予め学生部長に願い出た場合は使用を許可することがある。

第3条 本施設の集会のための使用時間は午前9時から午後6時までとする。これ以外の使用については、予め学生部長に願い出て、時間外使用の許可を得なければならない。

第4条 本施設の宿泊のための使用時間は午後6時から翌日の午前9時までとし、継続使用期間は1週間以内とする。

第5条 本施設の宿泊許可人数は最小限5名、最大限110名とする。また、管理和室を除く1室の定員は、12名とする。

第6条 本施設に宿泊する場合は、男女それぞれ別室を使用しなければならない。

第7条 本施設の使用希望者は所定の使用許可申請書に必要事項を記入し、使用日の7日前までに学生課に申し込み、学生部長の許可を受けなければならない。

第8条 許可を受けたのち、以下の号に定める手続を行う。

- 1 研修センター使用料入金通知票を学生係で受け取り、別表1に定める使用料金相当額の証紙を貼付し、学生係に提出する。
- 2 学生係で研修センター合宿許可書および研修センター使用に際しての注意事項を受け取る。

第9条 既納の使用料は返還しない。ただし、使用規程第12条第1項で使用許可を取り消したときは、全額を返還する。また使用3日前までに使用取消しを申し出て、学生部長の承認を得たときは、一部又は全額を返還することがある。

第10条 本施設の使用に際し、使用責任者は管理人に合宿許可書を提出して、その指示を受ける。使用が終わったときは、速やかに管理人に報告し、鍵および掃除分担表等を返却する。

第11条 使用者は、使用許可を受けた目的以外のことに本施設を使用してはならない。

第12条 使用者は、許可された範囲外の施設設備等を使用してはならない。ただし、やむを得ない事情によりその使用を必要とする場合は、管理人の許可を得なければならない。

第13条 施設備品の使用に際し、使用者は管理人の指示に従い、使用後は確実に返却しなければならない。

第14条 使用者が施設および備品等を破損又は滅失したときは、直ちに管理人に届け出て、その指示を受けなければならない。

第6部 研修センター使用細則

第15条 研修センターの利用者は次の諸事項を遵守しなければならない。

- 1 原則として炊事をしないこと。
- 2 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- 3 飲酒および喫煙はしないこと。
- 4 原則として酒気帯びの宿泊は認めない。
- 5 使用した各室・浴場等の清掃、備品等の整頓をすること。
- 6 浴場・シャワーは原則として午後6時から午後10時まで使用すること。
- 7 原則として午後11時に消灯すること。
- 8 騒音等により他の利用者や付近の住民に迷惑をかけること。
- 9 掲示は、連絡事項にとどめ、所定の場所に行うこと。
- 10 盗難・火災の予防に十分注意すること。
- 11 事故の際は直ちに管理人に連絡すること。
- 12 その他使用上の注意事項を守り、管理人の指示に従うこと。

第16条 本規程の定めるところに著しく違反した団体は、以後研修センターの使用を一定期間認めないこともある。

附 則

この細則は、昭和50年1月22日から施行する。

附 則

この細則の改正は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、昭和62年7月10日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、2005年11月1日から施行する。

別 表 1

研修センター使用料金表

集会のための使用料	無 料
宿泊のための使用料	1人 1泊 400円
夏期期間中（7月1日～9月30日）の宿泊のための使用料	1人 1泊 500円
冬期期間中（11月1日～3月31日）の宿泊のための使用料	1人 1泊 500円